

平成25年12月26日(木)
老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室
室長 勝又 浜子
室長補佐 三浦 正樹
課長補佐 中井 和博
電話 03(5253)1111(内線)3966,3868
03(3595)2168(直通)

平成 24 年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

【調査目的】

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき、平成 24 年度の高齢者虐待の対応状況等を把握するため、調査を実施した。

【調査対象】

全国 1,742 市町村（特別区を含む。）及び 47 都道府県

【平成 24 年度調査方法】

1. 平成 24 年度中に新たに相談・通報があった事例や平成 23 年度中に相談・通報があつたもののうち、平成 24 年度中に事実確認や対応を行つた事例について Excel ファイルの調査票に回答。
2. なお、虐待の要因等の実態をより明確にするため、今年度から以下の調査項目を追加するとともに、これまでの調査項目ごとの件数調査から虐待事例ごとに調査項目を記入する調査にすることを通じ、調査項目間の関連を分析した。

(追加調査項目)

(1) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

虐待対応実施日、虐待の発生要因、過去の指導等、認知症高齢者の日常生活自立度、虐待に該当する身体拘束の有無、虐待の具体的な内容、虐待の程度の深刻度、被虐待高齢者の死亡の有無、従事者の性別

(2) 養護者による高齢者虐待

虐待対応実施日、虐待の発生要因、虐待の具体的な内容、虐待の程度の深刻度、虐待者の年齢

【調査結果】

1. 高齢者虐待判断件数等

(括弧内は添付資料：調査結果のページ数)

高齢者虐待防止法施行7年目に入り、高齢者虐待と認められた件数は、養介護施設従事者等(※1)によるものが平成24年度で155件であり、前年度より4件(2.6%)増加したのに対し、養護者(※2)によるものは15,202件であり、前年度より1,397件(8.4%)減少した。また、市町村等への相談・通報件数は、養介護施設従事者等によるものが736件であり、前年度より49件(7.1%)増加したのに対し、養護者によるものは23,843件であり、前年度より1,793件(7.0%)減少した。表1【2~5P、11~12P】

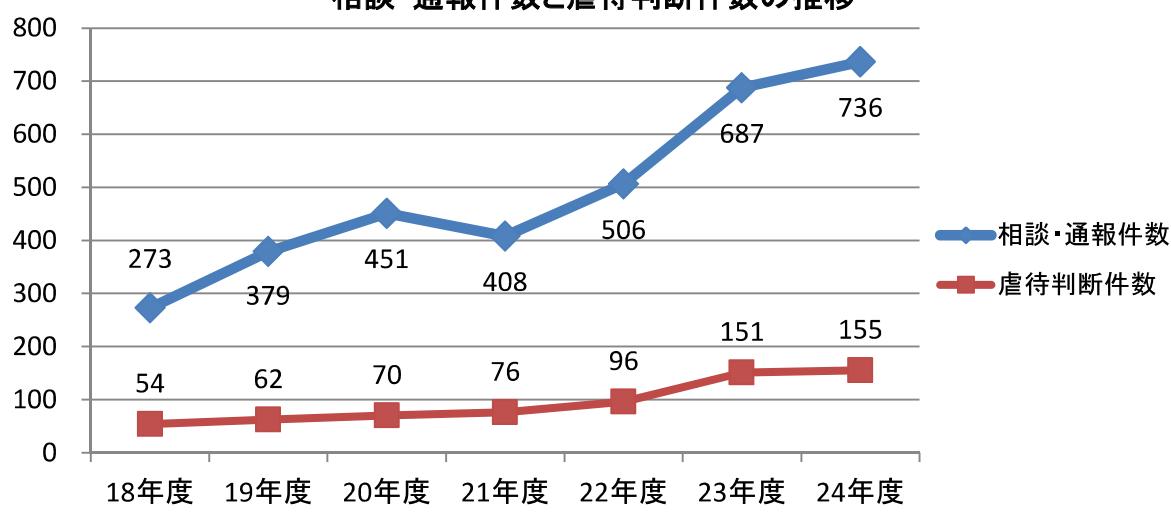
表1 高齢者虐待の判断件数、相談通報件数(平成23年度対比)

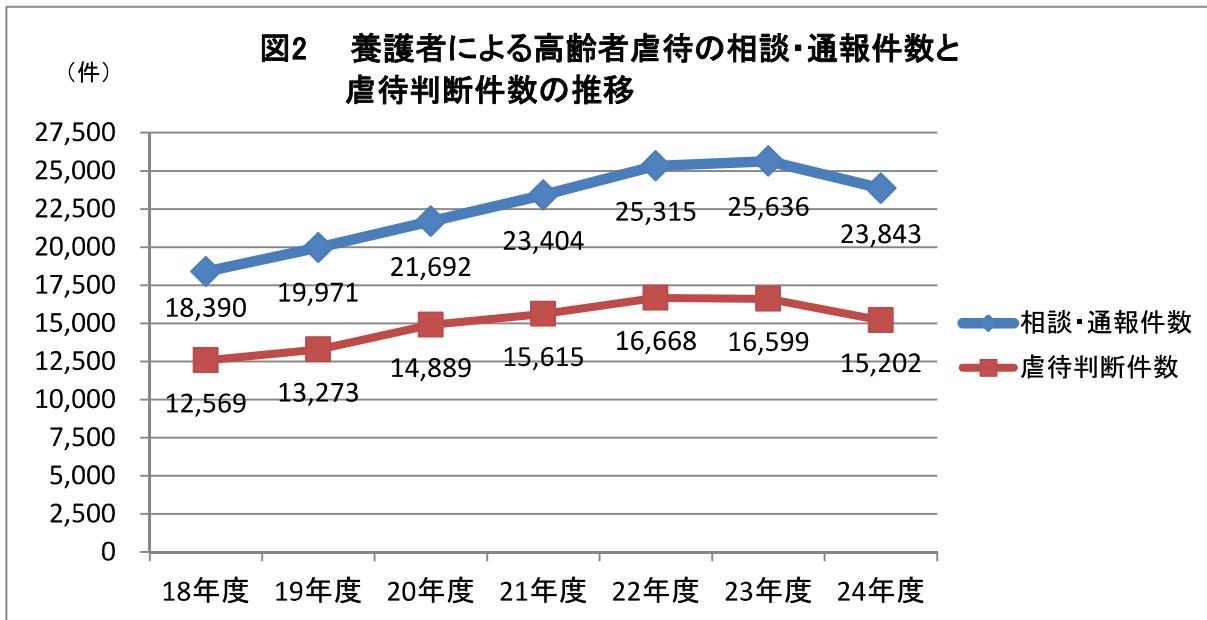
	養介護施設従事者等によるもの		養護者によるもの	
	虐待判断件数	相談・通報件数	虐待判断件数	相談・通報件数
24年度	155件	736件	15,202件	23,843件
23年度	151件	687件	16,599件	25,636件
増減 (増減率)	4件 (2.6%)	49件 (7.1%)	△1,397件 (△8.4%)	△1,793件 (△7.0%)

※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

図1 養介護施設従事者等による高齢者虐待の
相談・通報件数と虐待判断件数の推移





2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待

(1) 相談・通報者

相談・通報者 862 人（1 件の事例に対し複数の相談・通報があった場合は、重複して計上）のうち、「当該施設職員」が 258 人（29.9%）で最も多く、次いで「家族・親族」が 177 人（20.5%）であった。（複数回答）【2P】

(2) 事実確認の状況

相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は 5 日であり、相談・通報の受理から虐待確認までの期間の中央値は 10 日であった。【2～3P】

(3) 虐待の発生要因（市町村の任意・自由記載を集計）

「教育・知識・介護技術等に関する問題」が 78 件（55.3%）で最も多く、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」42 件（29.8%）、「虐待を行った職員の性格や資質の問題」40 件（28.4%）であった。（複数回答）【3P】

(4) 過去の指導等（市町村の任意・自由記載を集計）

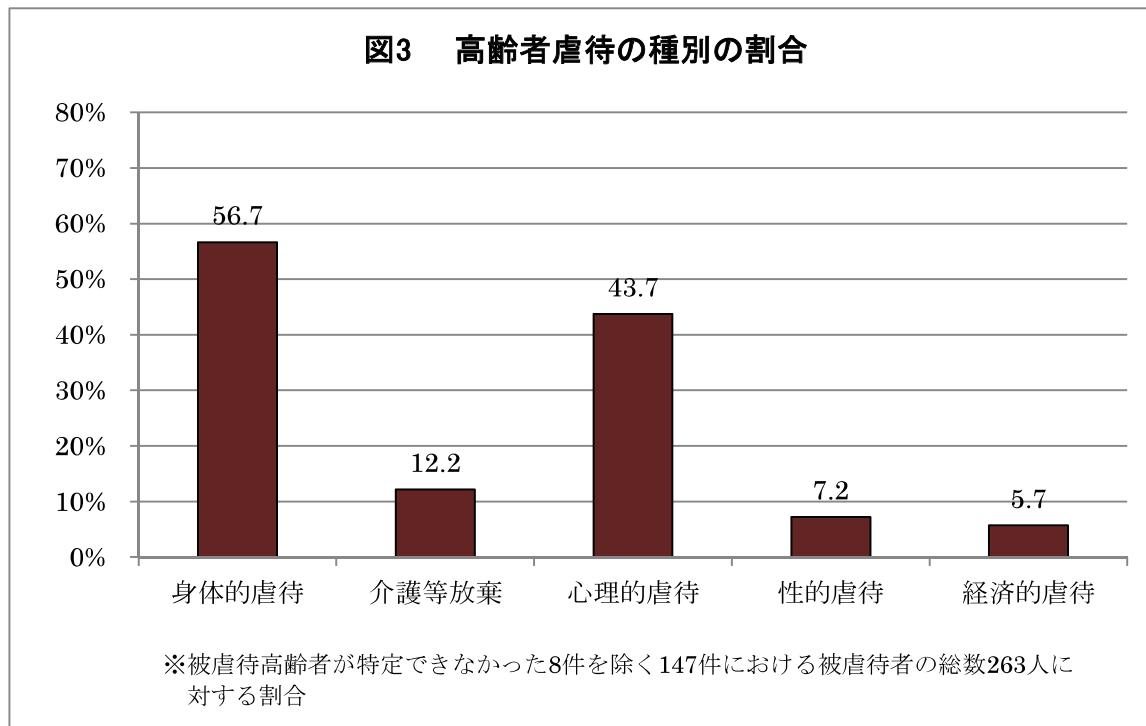
虐待の事実が認められた 155 件の施設・事業所のうち、39 件（25.2%）が過去何らかの指導等を受けていた。指導の多くはサービス提供に係る指導であったが、過去にも虐待事例が発生していたケースが 3 件あった。【3～4P】

(5) 虐待の事実が認められた施設・事業所の種別

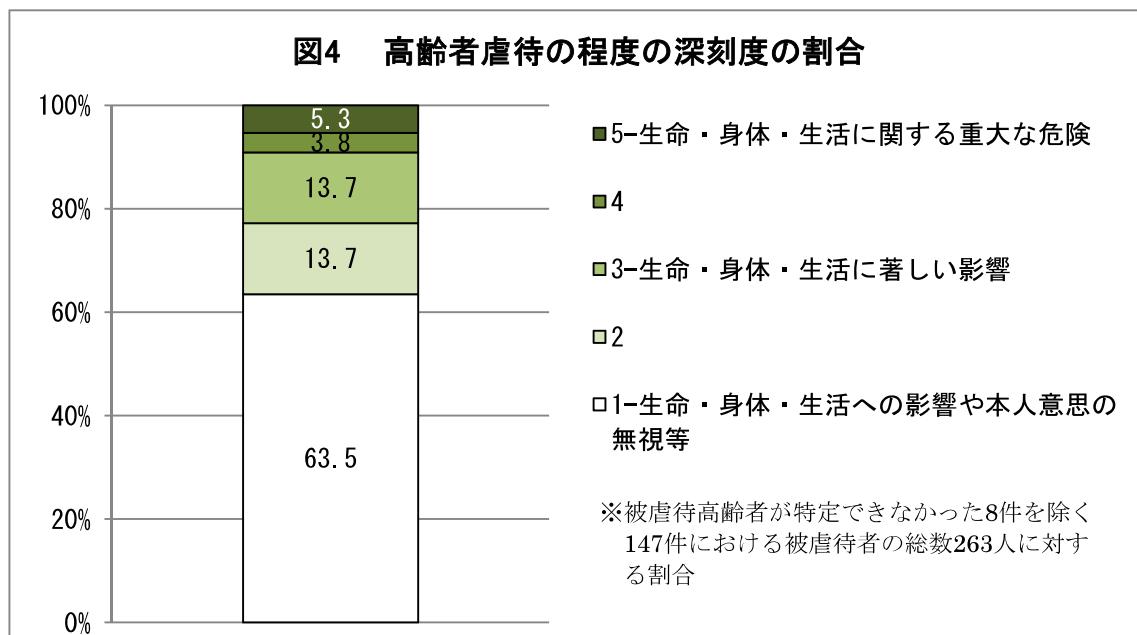
「特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）」が 46 件（29.7%）で最も多く、次いで「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」41 件（26.5%）、「介護老人保健施設」14 件（9.0%）であった。【6P】

(6) 虐待の内容

- 要介護施設従事者等による被虐待高齢者の総数 263 人のうち、虐待の種別では、「身体的虐待」が 149 人 (56.7%) で最も多く、次いで「心理的虐待」115 人 (43.7%)、「介護等放棄」 32 人 (12.2%) であった。(複数回答) **図3【6P】**



- 虐待を受けた高齢者のうち、「身体拘束あり」は 48 人 (18.3%) であった。【6P】
- 虐待の程度の深刻度の割合では、5 段階評価で最も軽い「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が 167 人 (63.5%) である一方、最も重い「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」は 14 人 (5.3%) であった。**図4【P7】**
- 被虐待高齢者の死亡事例はなかった。【7P】



(7) 被虐待高齢者の状況

- 被虐待高齢者は、総数 263 人のうち、女性が 187 人 (71.1%) を占め、年齢は 80 歳代が 130 人 (49.5%) であった。要介護度は 3 以上が 205 人 (78.0%) を占めた。また、「認知症高齢者の日常生活自立度 II 以上」の方は 195 人 (74.1%) であった。

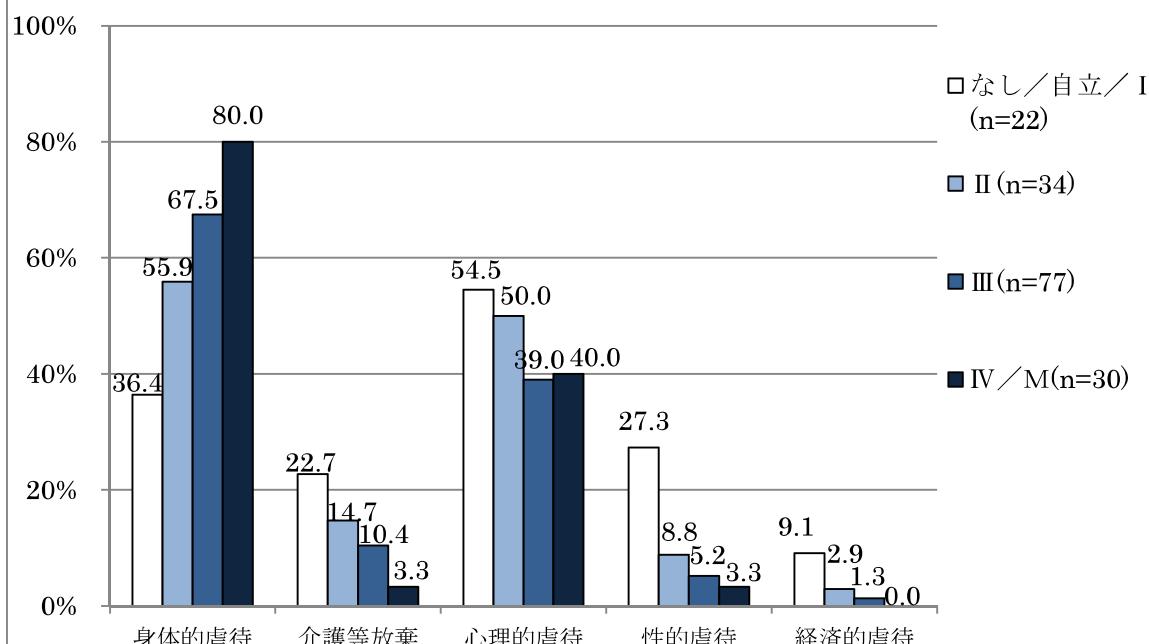
【8P】

(認知症との関係)

- 入所系施設における被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の種別の関係をみると、被虐待者に認知症がある場合で「自立度IV／M」の場合、身体的虐待を受ける割合が特に高い。《統計的有意差あり》図5【22P】

なお、居宅系事業所（訪問介護・通所介護・居宅介護支援等）については、事例数が少なく、同様の関係を見るための詳細な分析を行うに至らなかった。

図5 入所系施設における被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の種別の関係



※「入所系施設」は、介護保険3施設、グループホーム、小規模多機能、有料老人ホーム、
軽費老人ホーム、短期入所施設、特定入居者生活介護をさす
※認知症の有無が不明のケースを除く

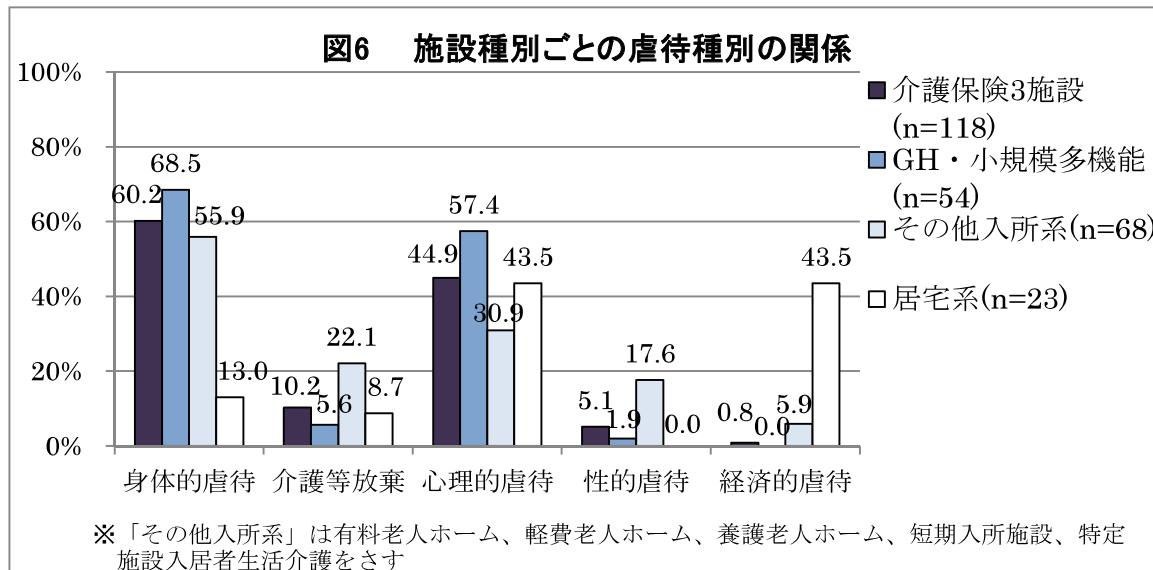
- 被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待の程度の深刻度」との関係では統計的有意差はなかった。

(要介護度との関係)

- 被虐待高齢者の「要介護度」・「虐待の種別」と「要介護度」・「虐待の程度の深刻度」の関係では統計的有意差はなかった。

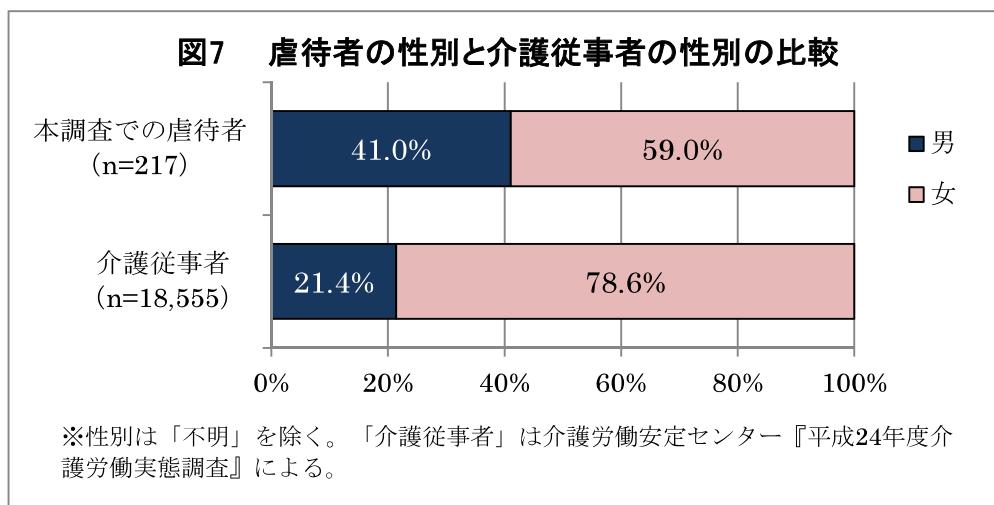
(施設種別との関係)

- 施設種別ごとの虐待種別は、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・小規模多機能型居宅介護等」では「身体的虐待」、「心理的虐待」が含まれるケースが他の施設種別よりも多い。「その他入所系」では「心理的虐待」が含まれるケースは他の施設種別よりも少ないが、「介護等放棄」、「性的虐待」が含まれるケースの割合が他の施設種別よりも高い。「経済的虐待」については大半が居宅系の事業所で生じている。《統計的有意差あり》図6【22P】

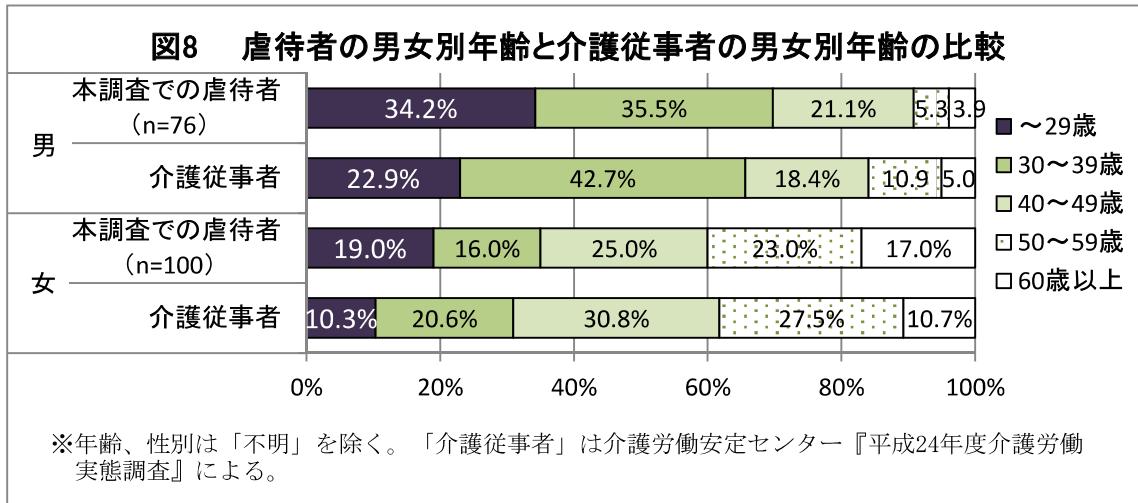


(8) 虐待者の状況

- 虐待者の総数 221 人のうち、40 歳未満が 88 人 (39.9%)、職種は「介護職員」が 176 人 (79.6%) であった。【9P】
- 虐待者の性別は、不明を除くと「男性」89 人 (41.0%)、「女性」128 人 (59.0%) であった。虐待者の男女比については、介護従事者全体（介護労働実態調査）に占める男性の割合が 21.4% であるのに比して、虐待者に占める男性の割合が 41.0% であることを踏まえると、「本調査での虐待者」の方が男性の割合が高い。《統計的有意差あり》図7【9P、22P】



- 虐待者の男女別年齢について、介護従事者全体（介護労働実態調査）に占める「30歳未満」の男性の割合が22.9%、女性の割合が10.3%であるのに比して、虐待者に占める「30歳未満」の男性の割合が34.2%、女性の割合が19.0%であることを踏まえると、「本調査での虐待者」の方が男性、女性とも「30歳未満」の割合が高い。《統計的有意差あり》図8【23P】



(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

市町村等において、施設等への指導、改善計画の提出のほか、法の規定に基づく改善勧告、指定停止及び指定取消等の対応が取られていた。【9～10P】

3. 養護者による高齢者虐待

(1) 相談・通報者

相談・通報者 26,562 人（1件の事例に対し複数の相談・通報があった場合は、重複して計上）のうち、「介護支援専門員」が 8,507 人（32.0%）で最も多く、次いで「家族・親族」3,158 人（11.9%）、「警察」2,812 人（10.6%）であった。（複数回答）【11P】

(2) 事実確認の状況

- 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は 0 日（即日）であり、相談・通報の受理から虐待確認までの期間の中央値は 1 日（翌日）であった。

【11～12P】

- 相談・通報 24,725 件（平成 23 年度中に相談・通報があったもののうち、平成 24 年度中に事実確認を行ったものを含む。）のうち、市町村の事実確認 24,069 件（97.3%）は、「訪問調査」16,181 件（65.4%）、「関係者からの情報収集」7,700 件（31.1%）、「立入調査」188 件（0.8%）により実施された。【11～12P】

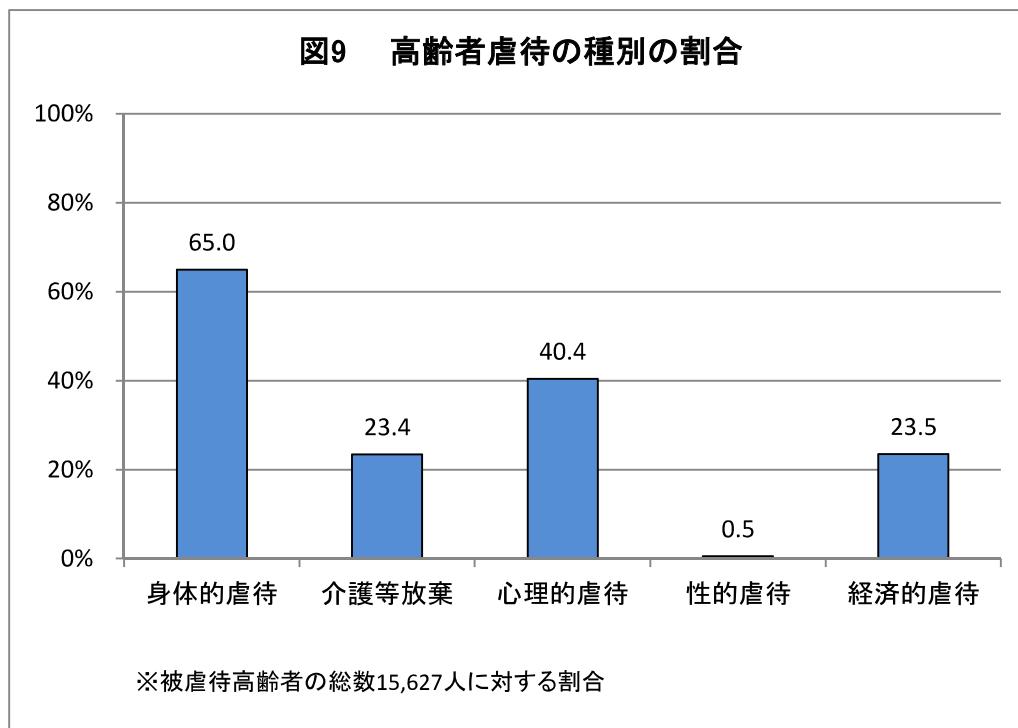
(3) 虐待の発生要因（市町村の任意・自由記載を集計）

「虐待者の障害・疾病」が 1,152 件（23.0%）で最も多く、次いで「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」1,140 件（22.7%）、「家庭における経済的困窮（経済的問題）」826 件（16.5%）であった。（複数回答）【12～13P】

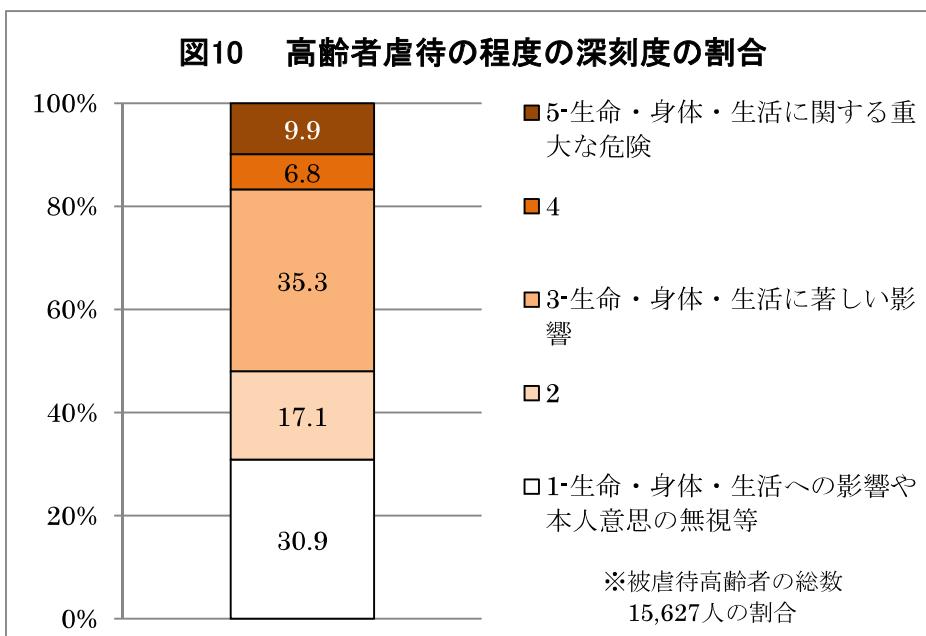
(4) 虐待の内容

- 養護者による被虐待高齢者の総数 15,627 人のうち、虐待の種別では、「身体的虐待」が 10,150 人 (65.0%) で最も多く、次いで「心理的虐待」6,319 人 (40.4%)、「経済的虐待」3,672 人 (23.5%)、「介護等放棄」3,663 人 (23.4%) であった。

図9 (複数回答) 【13~14P】

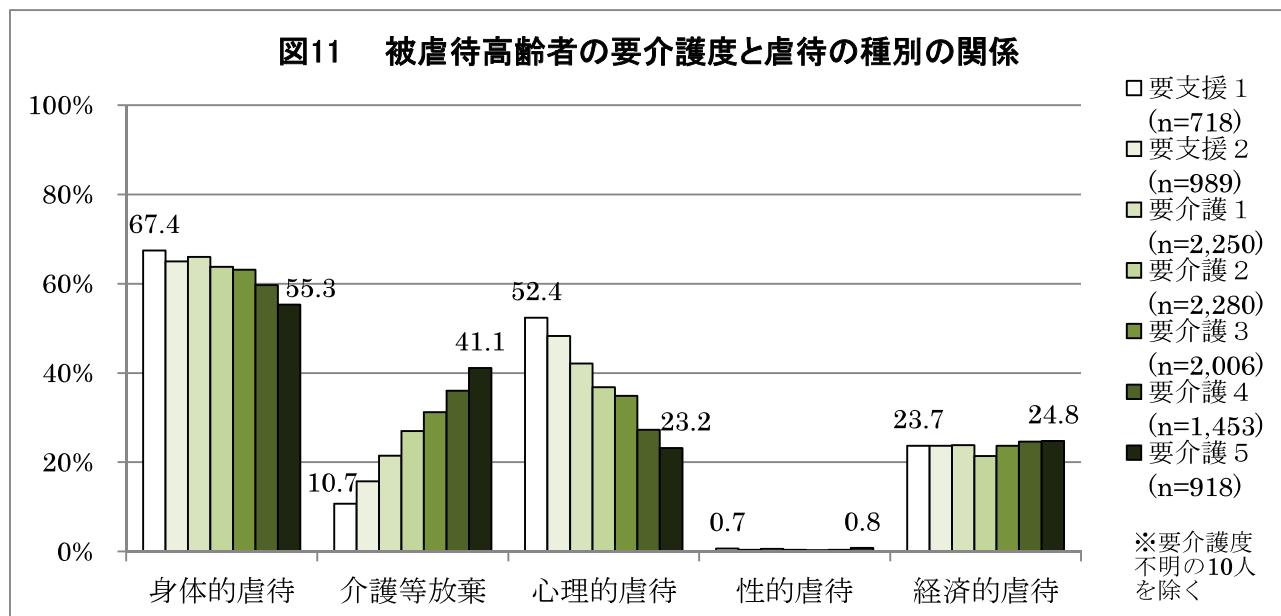


- 虐待の程度の深刻度の割合は、5段階評価で「3-生命・身体・生活に著しい影響」が 5,515 人 (35.3%) と最も多く、次いで「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が 4,822 人 (30.9%) であった。一方、最も重い「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」は 1,551 人 (9.9%) を占めた。図10 【14P】

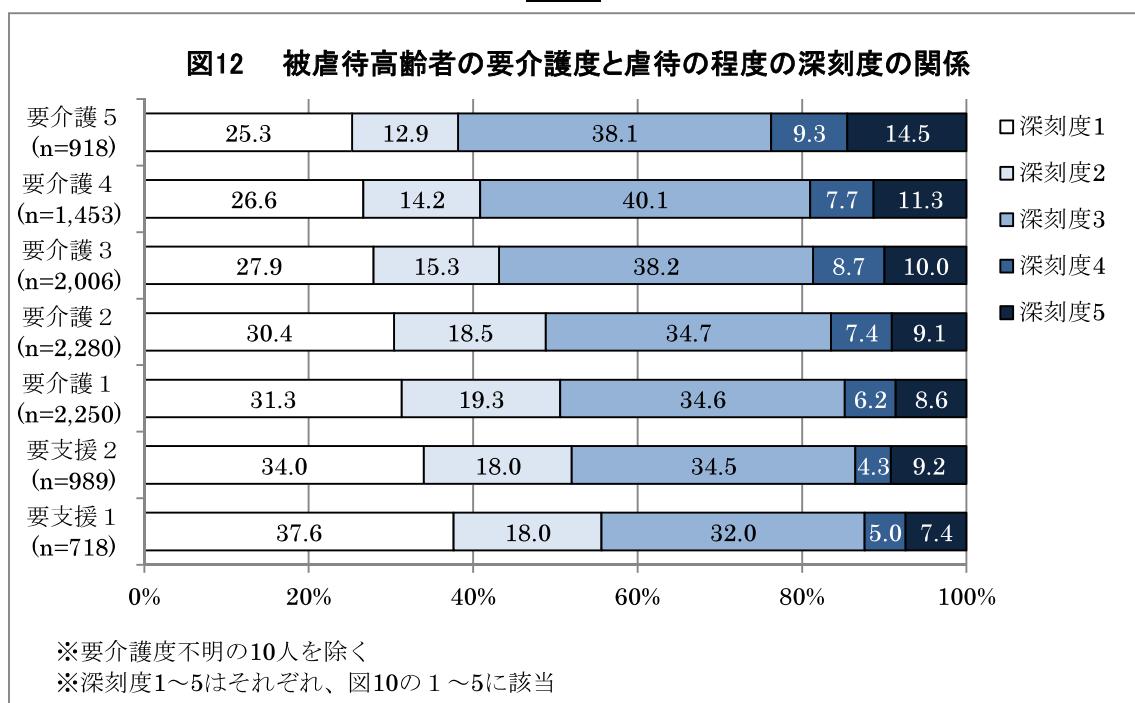


(5) 被虐待高齢者の状況

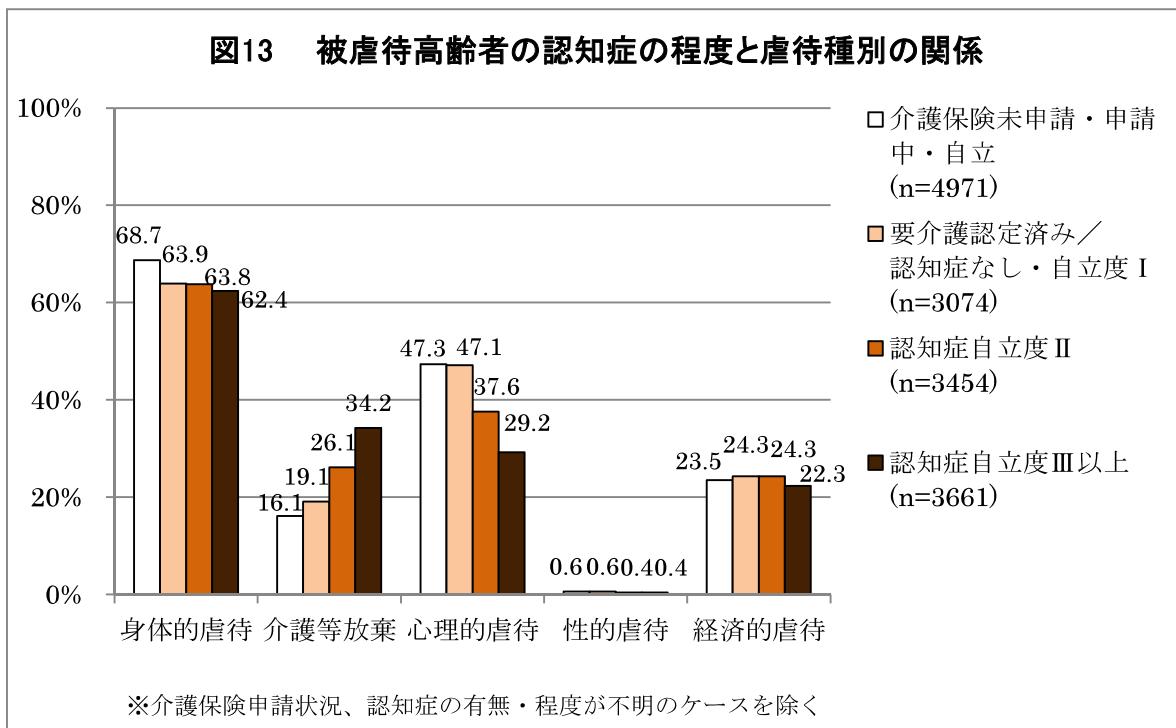
- 被虐待高齢者は、総数 15,627 人のうち、女性が 12,127 人 (77.6%)、年齢は 80 歳代が 6,608 人 (42.3%) であった。要介護認定の状況は認定済みが 10,624 人 (68.0%) であり、要介護認定を受けた者を要介護度別に見ると、要介護 2 が 2,280 人 (21.5%)、要介護 1 が 2,250 人 (21.2%) の順であった。また、要介護認定者における認知症日常生活自立度 II 以上の方は 7,393 人 (69.6%) であり、被虐待高齢者総数 15,627 人に對しては 7,393 人 (47.3%) を占めた。【15～16P】
- 被虐待高齢者の要介護度と虐待種別との関係では、「身体的虐待」と「心理的虐待」では、要介護度が重い方の割合が低く、「介護等放棄」ではその逆になる傾向がみられた。《統計的有意差あり》図 11 【23P】



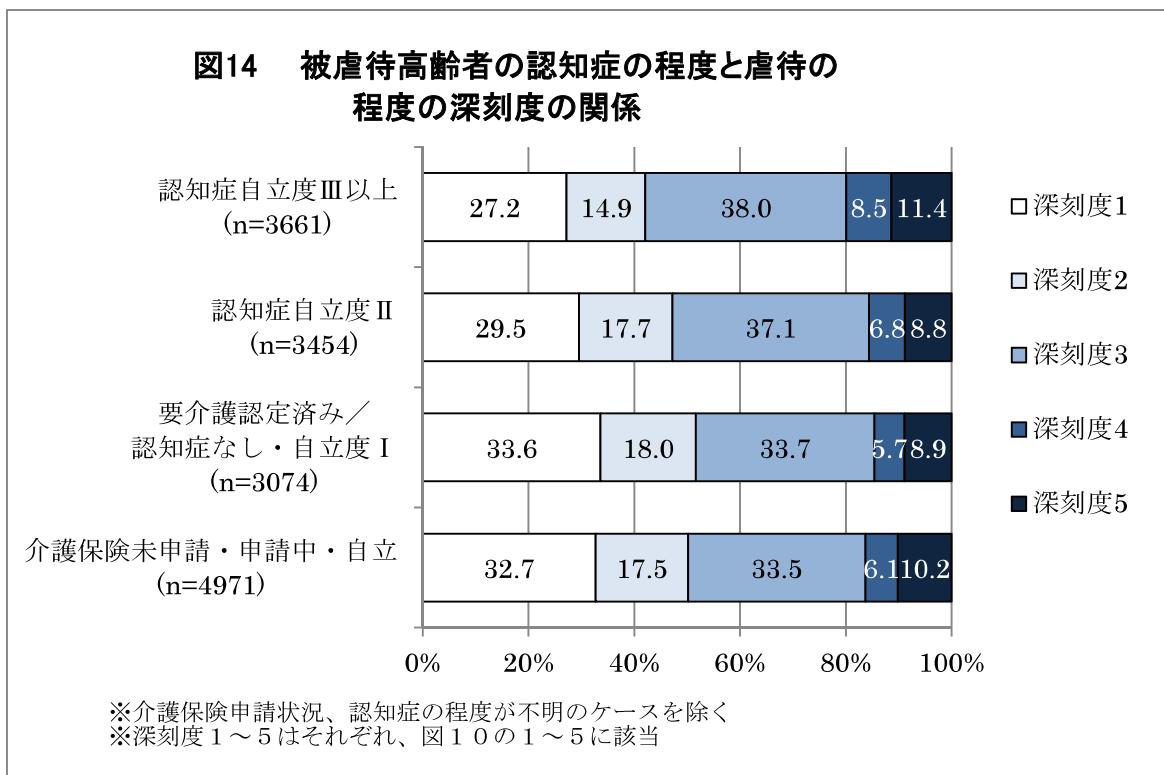
- 被虐待高齢者の要介護度と虐待の程度の深刻度の関係では、要介護度が重い場合に深刻度が高い。《統計的有意差あり》図 12 【24P】



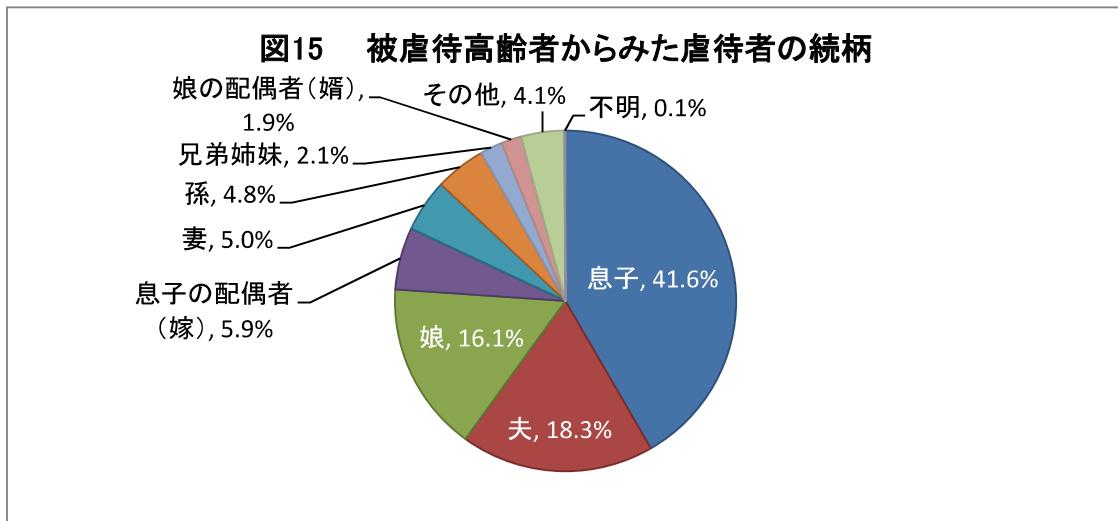
- 被虐待高齢者の認知症の程度と虐待種別の関係をみると、被虐待高齢者に認知症がある場合、「介護等放棄」を受ける割合が高くなる一方で「心理的虐待」は低くなり、自立度Ⅲ以上でこの傾向は強い。《統計的有意差あり》図13【24P】



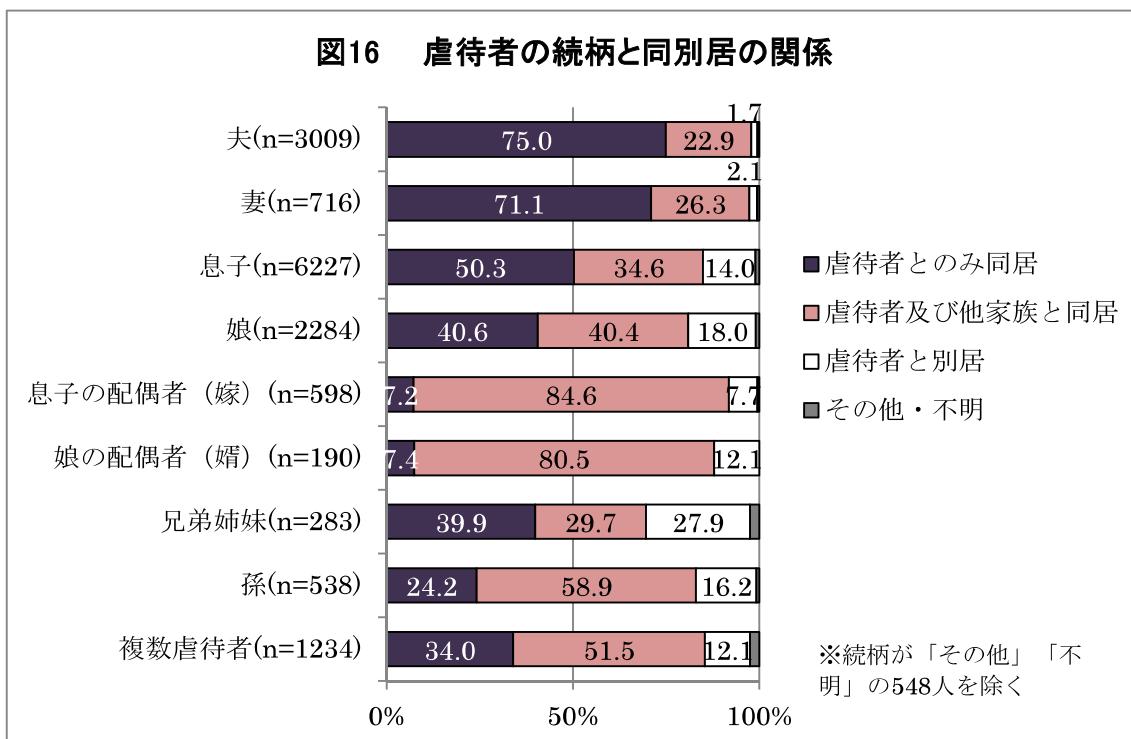
- 被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の深刻度の関係をみると、被虐待高齢者に認知症がある場合、虐待の深刻度が重くなりやすく、自立度Ⅲ以上でこの傾向は強い。《統計的有意差あり》図14【25P】



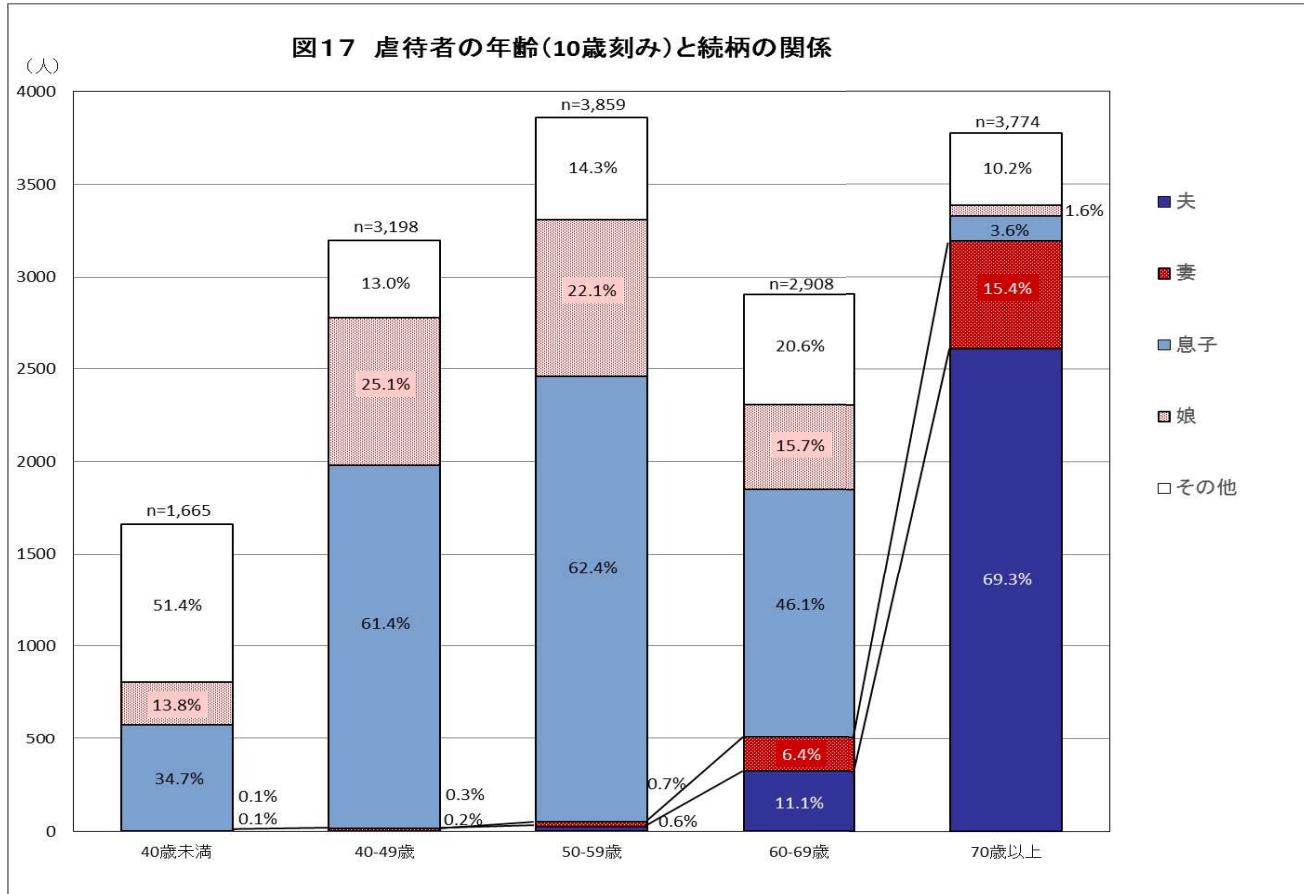
- 虐待者との同居の有無では、「虐待者とのみ同居」が7,746人(49.6%)で最も多く、「虐待者及び他家族と同居」の5,759人(36.9%)を含めると、13,505人(86.5%)が同居している事例であった。【16P】
- 家族形態は、「未婚の子と同居」が4,889人(31.3%)で最も多く、次いで「夫婦のみ世帯」3,022人(19.3%)、「子夫婦と同居」2,818人(18.0%)の順であった。【16P】
- 被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が7,071人(41.6%)で最も多く、次いで「夫」3,114人(18.3%)、「娘」2,732人(16.1%)であった。図15【16~17P】



- 被虐待高齢者からみた虐待者の続柄と同別居の関係をみると、被虐待高齢者は、虐待者である「夫」の2,257人(75.0%)、「息子」の3,133人(50.3%)、「娘」の928人(40.6%)とのみ同居であった。また、「孫」も130人(24.2%)とのみ同居であった。図16【25P】



- 虐待者の年齢は「50-59歳」が3,859人(22.7%)、「70歳以上」が3,774人(22.2%)であった。続柄との関係をみると、「50-59歳」では「息子」が2,407人(62.4%)、「娘」が851人(22.1%)で親子関係が多く、「70歳以上」では「夫」が2,614人(69.3%)、「妻」が580人(15.4%)で夫婦間が多い。【図17】17P、26P



※「その他」は、息子の配偶者（嫁）、娘の配偶者（婿）、兄弟姉妹、孫、その他、不明の合計

※パーセント表示は、各年齢内の構成比

(5) 虐待への対応策

- 虐待事例への市町村の対応は、「被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離」が6,794人(34.9%)の事例で行われた。そのうち、分離を行った事例では、「介護保険サービスの利用」が2,600人(38.3%)で最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が1,212人(17.8%)であった。分離していない事例では、「養護者に対する助言指導」が5,352件(49.9%)で最も多く、次いで「ケアプランの見直し」3,014件(28.1%)であった。【17~18P】
- 権利擁護に関しては、成年後見制度の「利用開始済み」が620人、「手続き中」が387人であり、これらを合わせた1,007人のうち市町村長申立は531人(52.7%)であった。【18P】

(6) 虐待等による死亡事例

市町村で把握している平成 24 年度の虐待等による死亡事例は、「養護者による殺人」10 件 10 人、「介護等放棄（ネグレクト）による致死」9 件 10 人、「虐待（ネグレクトを除く）による致死」4 件 4 人、「心中」1 件 1 人、その他 2 件 2 人で、合わせて 26 件 27 人であった。【表 2】18～19P

表 2 高齢者虐待の年度別虐待による死亡例の推移

		18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
虐待等による死亡例	件数	31	27	24	31	21	21	26
	人数	32	27	24	32	21	21	27

4. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

(1) 市町村における高齢者虐待防止対応ごとの実施率

平成 24 年度で「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が 1,407 市町村（80.8%）で実施となっている。一方、高齢者虐待防止ネットワークの構築のうち、行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組が 852 市町村（48.9%）と半数以下に止まっている。【20～21P】

(2) 取組状況と虐待判断件数の関連

市町村における 14 項目の取組状況と養護者虐待に関する相談・通報件数及び虐待確認件数の各々との関連をみると、取組の項目が多く行われている市町村では高齢者人口比当たりの件数がいずれも多く、取組の項目が少ない市町村ではいずれも少ない傾向であった。《統計的有意差あり》【26～29P】